

◎新潟県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、小千谷市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成24年8月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
吉谷トレーニングセンター	小千谷市大字四ツ子 66番地2	トレーニングルーム	375.00	平成24年8月8日
		和室1	37.60	
		和室2	37.60	